

別添

解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合、記入すること。

(1) 解体工事に要する費用	
(2) 再資源化等に要する費用	
(3) 分別解体等の方法	
(4) 再資源化等をする施設の 名称及び所在地	